徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
法制監察課

定期第１００３号 令和８年１０月２０日発行

目　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
５１５	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
５１６	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
５１７	指定自立支援医療機関を指定した件	障がい福祉課
５１８	指定自立支援医療機関の指定を更新した件	同
５１９	同	同
５２０	指定自立支援医療機関の名称の変更について届出があった件	同
５２１	同	同
５２２	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	産業成長推進課
５２３	特定第２号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
５２４	特定養殖業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	同
５２５	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課 まちづくり室
５２６	同	同

徳島県告示第５１５号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第41条第１項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地		
合同会社ＢｅＰａｒｋあいあい	徳島市国府町西黒田字東傍示１０２番地	あいあい訪問看護ステーション	徳島市国府町府中86－１レジェンド国府２－Ａ	訪問看護	令和８年10月１日
アジャイル合同会社	香川県綾歌郡宇多津町3593番地１	エール訪問看護ステーション阿波	吉野川市鴨島町知恵島２４２－10	同	同

徳島県告示第５１６号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第53条第１項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地		
合同会社ＢｅＰａｒｋあいあい	徳島市国府町西黒田字東傍示１０２番地	あいあい訪問看護ステーション	徳島市国府町府中86－１レジェンド国府２－Ａ	介護予防訪問看護	令和８年10月１日
アジャイル合同会社	香川県綾歌郡宇多津町3593番地１	エール訪問看護ステーション阿波	吉野川市鴨島町知恵島２４２－10	同	同

徳島県告示第５１７号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第１２３号）第54条第２項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和８年10月20日

徳島県知事　後藤田　正純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する医療の種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社ニューロンリンク	徳島市北佐古二番町３番32号	ニューロン薬局中昭和町店	徳島市中昭和町三丁目９－２	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和８年９月１日

徳島県告示第５１８号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第１２３号）第60条第１項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する医療の種類	指定更新年月日
名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地		
医療法人泰生会	徳島市川内町沖島68番地の１	赤沢透析クリニック	徳島市川内町沖島68番地の１	更生医療（腎臓に関する医療）	令和８年９月１日

徳島県告示第５１９号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第１２３号）第60条第１項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する医療の種類	指定更新年月日
名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地		
株式会社サンコーファーマシー	美馬市脇町大字脇町７１４番地１	サンコー調剤薬局本店	美馬市脇町馬木字銚子場1176番４	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和８年８月１日
四国調剤株式会社	徳島市国府町府中１８７番地５	マーブル調剤薬局	板野郡上板町椎本字亀ノ本３１５－３	同	同
アイランド薬品株式会社	同　　富田橋一丁目29	ハッピー薬局	徳島市富田橋一丁目29東富田ビル１階	同	同
株式会社しのはら調剤薬局	鳴門市撫養町立岩字六枚67番地５	しのはら調剤薬局	鳴門市撫養町立岩字六枚67番地５	同	同
株式会社セガファーマ	徳島市徳島町二丁目55－２	サザン調剤薬局西麻植	吉野川市鴨島町西麻植字絵馬堂46－10	同	同
有限会社伊月	同　　中常三島町三丁目７	伊月調剤薬局	徳島市中常三島町三丁目20－１	同	同
アイランド薬品株式	同　　富田橋一丁目29	ハッピー薬局大津店	鳴門市大津町矢倉字六ノ	同	同　　９月１日

会社			越１－１		
株式会社グローバル・ファーマ	三好郡東みよし町昼間 146番地１	つるぎ薬局	美馬郡つるぎ町貞光字大須賀67番地10	同	同
総合メディカル株式会社	福岡市中央区大名二丁目９－23	そうごう薬局矢三店	徳島市北矢三町３－３－27グランドハイツ矢三１階	同	同
株式会社イルカ調剤薬局	板野郡北島町高房字百広花23－３	イルカ調剤薬局	板野郡北島町高房字百広花23－３	同	同　　10月１日
株式会社ナーシーズ	徳島市南庄町二丁目25番地１	きりん調剤薬局羽ノ浦店	阿南市羽ノ浦町宮倉字羽ノ浦居内64	同	同
株式会社大屋	愛媛県西条市西田甲５９０番地２	マック矢三調剤薬局	徳島市南矢三町３－５－43－１０１号	同	同

徳島県告示第５２０号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第１２３号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局			担当する医療の種類	変更年月日
名称	所在地	名称		所在地		
		旧	新			
株式会社セガファーマ	徳島市徳島町二丁目55－２	ミクラ薬局敷地	オレンジ薬局敷地店	吉野川市鴨島町敷地12－２	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和８年10月１日
同	同	下浦薬局	オレンジ薬局下浦店	名西郡石井町浦庄字下浦６０３－25	同	同
同	同	サザン調剤薬局金磯	オレンジ薬局金磯店	小松島市金磯町９番73号	同	同
同	同	上板調剤薬局	オレンジ薬局上板店	板野郡上板町佐藤塚字東２０２	同	同
同	同	サザン調剤薬局津田	オレンジ薬局津田店	徳島市津田本町四丁目７15－１	同	同
同	同	サザン調剤薬局西麻植	オレンジ薬局西麻植店	吉野川市鴨島町西麻植字絵馬堂46－10	同	同

徳島県告示第５２１号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第１２３号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う訪問看護事業者			担当する医療の種類	変更年月日
名称	所在地	名称		所在地		
		旧	新			
公益社団法人徳島県看護協会	徳島市北田宮一丁目３２９－18	訪問看護ステーション徳島	公益社団法人徳島県看護協会看多機あい訪問看護センター	徳島市上助任町蛭子98－76	育成医療（訪問看護） 更生医療（訪問看護）	令和８年４月１日

徳島県告示第５２２号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による届出があったので、同条第３項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和８年10月20日から令和９年２月20日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　　クスリのアオキ西麻植店

所在地　吉野川市鴨島町西麻植字絵馬堂57番ほか

⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青木　宏憲

⑶　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青木　宏憲

⑷　大規模小売店舗の新設をする日

令和９年５月30日

⑸　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,245平方メートル

⑹　大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
職員の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	48台

	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	11台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	54.0平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	8.64立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前９時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後12時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前８時30分から翌日の午前０時30分まで
	駐車場の自動車の出入口	出入口の数	１箇所
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前５時から午後10時まで

２　届出年月日

令和８年９月29日

３　届出及び添付書類の縦覧

⑴　縦覧の場所　徳島県経済産業部産業成長推進課及び吉野川市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間　令和８年10月20日から令和９年２月20日まで

４　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

⑴　意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目１番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

⑵　意見書に記載すべき事項

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　意見の内容

ウ　意見を述べる理由

⑶　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び吉野川市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から１月間縦覧に供する。

徳島県告示第５２３号

漁業災害補償法（昭和39年法律第１５８号。以下「法」という。）第１０８条第５項において準用する法第１０５条の２第４項の規定により、次の加入区の特定第２号漁業者の同意が法第１０８条第２項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

法第１０４条第２号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁　　業　　の　　区　　分
鞆浦第二加入区	鞆浦漁業協同組合の地区	ぶり定置漁業及び釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満のもの）

徳島県告示第５２４号

漁業災害補償法（昭和39年法律第１５８号。以下「法」という。）第１０８条第５項において準用する法第１０５条の２第４項の規定により、次の加入区の区域内特定養殖業者の同意が法第１０８条第４項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

法第１０４条第３号に掲げる養殖業
のり等養殖業（黒のり）

加入区の名称	加入区の区域
阿南中央加入区	阿南中央漁業協同組合の地区

徳島県告示第５２５号

都市計画法（昭和43年法律第１００号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　都市計画の種類

徳島東部都市計画下水道　徳島市公共下水道

２　縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課

徳島県告示第５２６号

都市計画法（昭和43年法律第１００号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　都市計画の種類

徳島東部都市計画下水道　田宮北都市下水路　外９都市下水路

２　縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課